

呉市教育委員会会議録
(平成29年8月22日定例会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録
平成29年8月22日定例会

- 1 開催日時 平成29年8月22日(火) 14:02開会
16:32閉会
- 2 開催場所 751会議室(呉市役所7階)
- 3 出席委員 教育長 中村弘市
教育長職務代理者 森尾敬介
委員 水野良行
委員 舩尾慎
委員 香川治子 欠席委員なし
- 4 出席職員 教育部長 寺本有伸
教育部参事 上田勝治
教育部副部長 小川聡
教育部参事補 中島正雄
教育部参事補 細本裕一
文化スポーツ部副部長 神垣進
教育総務課長 大森和雄
学校施設課長 沖本正樹
学校教育課長 高橋伸治
学校安全課長 金本康司
教育総務課課長補佐 大窪敏幹
- 5 説明員 矢野修嗣(呉高等学校校長), 山下伸一(阿賀小学校校長), 安部ほづみ(学校教育課課長補佐), 川原亜弥(学校教育課主任指導主事), 高村徹也, 藤井眞實, 番本充俊(学校教育課指導主事), 河野靖弘, 久間勇人, 伊藤賀世(学校安全課指導主事)
- 6 傍聴者 21人

6 日 程

- (1) 会期決定について
- (2) 前回会議の報告
- (3) 教議第28号 平成30年度教職員人事異動に係る呉市教育委員会の方針について
- (4) 報告第20号 寄附受納について
- (5) 報告第21号 文教企業委員会の所管事務調査（「教員の勤務実態」について）
- (6) 教議第29号 教育委員会事務点検・評価報告書（平成28年度事務事業対象）」について
- (7) 教議第30号 平成30年度使用教科用図書の採択について（呉高等学校用）
- (8) 教議第31号 平成30年度使用教科用図書の採択について（小中学校特別支援学級用）
- (9) 教議第32号 平成30年度使用教科用図書の採択について（小学校用「特別の教科 道徳」）

(14:02)

教 育 長 これより定例会を開会します。
日程第1の「会期決定について」を議題とします。
お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。
よって会期は、本日1日と決定されました。
本日の会議録署名委員は、水野委員・船尾委員にお願いいたします。
それでは、日程第2の「前回会議の報告」を求めます。

大窪課長補佐 (平成29年7月28日臨時会について報告)

教 育 長 本日提出されたもののうち、日程第5及び日程第6については、議事に諮る案件のため、日程第7から日程第9までの「教科用図書採択について」は、その責任と権限において公正かつ適正な採択を行う必要があることから、それぞれ非公開としたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、本日の議題についてはそのように決定されました。

教議第28号 平成30年度教職員人事異動に係る呉市教育委員会の方針について

教 育 長 それでは、日程第3の教議第28号「平成30年度教職員人事異動に係る呉市教育委員会の方針について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

高 橋 課 長 教議第28号「平成30年度教職員人事異動に係る呉市教育委員会の方針について」御説明いたします。1ページを御覧ください。

まず、広島県についてでございますが、広島県教育委員会は、以前は年度ごとに「広島県公立学校教職員人事異動方針」を決定し、市町教育委員会に通知しておりましたが、平成26年度からは、変更がある場合に限り、通知を行うといった取扱いに変更されています。

来年度の県の方針につきまして、現時点では今年度のものから変更がない旨の連絡を受けております。

呉市教育委員会の方針につきましては、年度ごとの人事の状況や学校の実態を踏まえ、これまでどおり年度ごとに方針を策定していきたいと考えております。

2ページを御覧ください。

「平成30年度教職員人事異動に係る呉市教育委員会の方針」につきましては、標題を平成29年度から平成30年度に変えることを除き、昨年度からの変更はありません。

今年度もこの方針にしたがい、適正に人事事務を進めてまいります。県費負担教職員の人事異動に関して、市町の意向がより強く反映するように、県教育委員会と密接な連携を図り、より一層、計画的な人事異動を行ってまいります。

説明は以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第3の教議第28号「平成30年度教職員人事異動に

係る呉市教育委員会の方針について」の説明がありました。これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案のとおり決めます。

報告第20号 寄附受納について

教 育 長 次に、日程第4の報告第20号「寄附受納について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

神 垣 副 部 長 それでは、寄附受納につきまして、御説明いたしますので、3ページをお願いいたします。

本件は、呉市立美術館の美術品として、横山日出海様及び船田富士男様の2名より寄附の申し込みがありました。

この寄附申込みに対して、呉市立美術館運営審議会に諮問し、審議していただいた結果、適正との答申を受けましたので、これを受納することといたしましたので、御報告いたします。

横山様からは、船田玉樹の日本画を14点、船田様からは、谷口仙花の日本画を15点、計29点寄附を受けました。

なお、寄附を受けました絵画の作品名、評価額等につきましては3、4ページに、作者プロフィールにつきましては5、6ページに、作品の写真につきましては7～9ページに掲載しておりますので御覧いただければと思います。

また、寄附の経緯につきましても、10ページに記載しておりますので、よろしく申し上げます。

説明は以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第4の報告第20号「寄附受納について」の説明がありました。これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

それでは、これより非公開の議題に入ります。

(14:08)

報告第21号 文教企業委員会の所管事務調査（「教員の勤務実態」について）

教 育 長 それでは、日程第5の報告第21号「文教企業委員会の所管事務調査（「教員の勤務実態」について）」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

高 橋 課 長 それでは、報告21号「教員の勤務実態について」、御説明いたします。本資料は、本委員会で報告後、8月23日に開催されます文教企業委員会に資料提供いたします。

資料の11ページを御覧ください。

まず、1の「呉市の現状」についてでございますが、(1)にあります、呉市立学校に在籍している全ての常勤の教職員を対象に実施しました「教職員へのアンケート調査」の結果から御説明いたします。

「ア 調査結果」の(ア)「学校業務についての意識」についてでございますが、表の上段にあります、設問a「児童・生徒と向き合う時間が確保できている。」、設問b「aのうち、部活動、個別指導が確保できている。」につきましても、いずれも、肯定的な回答の割合は、50%を少し超える程度となっております。

次に、表の中段を御覧ください。「設問c、d、e」につきましては、学校の職場環境に関する設問となっておりますが、多くの教職員が肯定的な回答をしております。

次に、表の下段を御覧ください。最後の2つの設問fとgは、学校におけるスクラップ・アンド・ビルドや業務分担の見直しに関する設問となっておりますが、肯定的な回答の割合は50%を超える程度でございます。

次に、(イ)「1週間当たりの勤務状況」についてでございますが、表の1段目の「平日の勤務時間外に学校で業務を行う時間の合計」につきましては、小学校は平均11.4時間、中学校は平均11.5時間となっており、これを1日当たりの平均時間で見ると、小学校が2時間17分、中学校が2時間18分となっております。

表の2段目以降は「平日に持ち帰り業務を行う時間の合計」や「週休日に学校や家で業務を行う時間の合計」の結果を示しておりますが、1段目から全ての時間を合計しますと、1日当たりの平均時間は、小学校が約2.9時間、中学校が約3.1時間となっております。

次に、(ウ)教職員の「1週間当たりの業務に係るおおよその時間の合計」についてでございますが、表の1段目の「授業」から5段目の「部活動」までの内容を、『教職員の児童・生徒と向き合う時間』としておりますが、この時間の占める割合は、小学校が約84%、中学校が約87%を占めており、小・中学校共に、全体の8割以上を占めております。

なお、中学校につきましては、「授業」以外に、「部活動」の時間が大きく占めており、土日を含めて、1日当たりで見ると、約1.4時間となっております。

続きまして、資料の12ページを御覧ください。

呉市教育委員会では、今年度より、「学校事務の軽減化推進プロジェクト委員会」を設置いたしました。

この度、本プロジェクト委員会において、「平成28年度における学校への発出文書の件数」について調査を行いました。

その調査結果を(2)にお示ししておりますので、御覧ください。

まず、表の左側「学校への発出文書」についてでございますが、国、県、市のそれぞれが、学校に対して発出する文書は合計で2,733件あり、国からの物が約1%、県からが約65%、市が約30%の割合となっております。

その中で、表の右側にあります「学校の作業が発生する文書」につきましては、合計で816件あり、国が約3%、県が約59%、市が約37%となっております。

いずれも、県の割合が全体の半数以上を占めておりますが、市も3割から4割を占めております。

続きまして、2を御覧ください。この度の調査結果を受け、次の3点を課題として捉えております。

1点目、組織的なスクラップ・アンド・ビルドや業務の進捗管理の推進、2点目、週案等の学校事務の簡略化や授業準備の効率化、3点目、教育委員会からの発出文書の省力化及び簡略化でございます。

続きまして、3を御覧ください。

現在、呉市教育委員会といたしまして、次の4点に取り組んでいます。

まず、1点目、「校務支援システム」を導入いたします。

このシステム導入により、成績処理や通知表作成、その他、児童・生徒の情報を共有することができるようになります。

2点目、今年度より、「部活動休養日」を設定いたしました。

各中学校及び呉高等学校において、週当たり1日以上休養日を設けることといたしました。

3点目、今年度、「夏季一斉閉庁」の試行実施をいたしました。

教職員の休暇等の取得を促進させ、心身の健康増進を図ることを目的としまして、8月14日～16日の3日間、学校を閉庁いたしました。

4点目、業務改善モデル校における効果的な取組の普及に努めております。

県が、平成27年度より、業務改善モデル校を指定し、業務改善に向けた取組を推進しており、呉市では、今年度、小学校3校、中学校3校、合計6校が県の指定を受け、子供と向き合う時間を確保するために業務改善に取り組んでおります。

呉市教育委員会といたしましても、このモデル校における効果的な取組事例の普及に努めているところでございます。

最後に、4を御覧ください。

今後、次の2点に重点を置いた取組を進めてまいります。

1点目、「学校事務の軽減化推進プロジェクト委員会」を機能させ、教育委員会として、学校事務の軽減に向けた取組を進めてまいります。

2点目、昨年度から始めた、全校を対象とした業務改善に係るアンケート調査を継続し、調査結果を校長会等において周知し、各校におきましても業務改善に向けた意識のさらなる高揚を図り、取組を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第5の報告第21号「文教企業委員会の所管事務調査（「教員の勤務実態」について）」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

船 尾 委 員 質問が3点あるのですが、最初2点の質問ですが、まず、小中学校の教職員の定時時間は何時ですか。

高 橋 課 長 各校によって違いますが、例えば8時15分始業の16時45分終業という形で各校によって定められています。勤務時間は7時間45分となります。

船 尾 委 員 帰る時間は16時45分でしょうか。

- 高橋課長 16時45分の学校もあれば16時30分の学校もあります。概ね16時30分から17時までの間に設定されております。
- 船尾委員 そこからが時間外の業務ということですね、分かりました。もう1点が12ページの3の2の部活動に週当たり1日以上以上の休養日を設定というのは、週当たりの週というのは土日以外のことですか。
- 高橋課長 土日も含めまして週当たり1日ということですか。
- 船尾委員 時と場合によっては6日部活をする可能性があるということでしょうか。
- 高橋課長 はい。
- 船尾委員 3つ目は意見なのですが、12ページの4番の1-A、教職員が学校において子供と向き合う時間を確保するための調査研究とあるのですが、今後の方向性としてとても大事なことで必要なことだと思うのですが、この後の点検・評価でも出てくるような教職員の資質の向上の部分ですね。時間の確保だけではなかなか教職員が子供と向き合うかどうかまではなかなか突き詰めることはできないと思うので、それプラス資質の向上、例えば、ここに書いてあるような人間性や感性を磨いていくということも併せて力を入れていくという意見です。
- 教育長 ほかに御発言はありませんか。
(なしの声)
- 教育長 御発言なしということで、本件についてはこの程度とします。

教議第29号 教育委員会事務点検・評価報告書（平成28年度事務事業対象）」について

- 教育長 次に、日程第6の教議第29号「「教育委員会事務点検・評価報告書（平成28年度事務事業対象）」について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。
- 大森課長 教議第29号「教育委員会事務点検・評価報告書（平成28年度事務事業対象）」について説明させていただきます。
資料は、別冊になっておりますので、そちらを御覧ください。
本報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づいて作成・報告するものでございまして、先月28日に開催いたしました臨時教育委員会において委員の皆様からいただいた御意見を踏まえて、報告書の最終案を提示させていただくものでございます。
なお、本日の説明につきましては、臨時会を受けましての変更箇所を中心に説明をさせていただきますので、御了承ください。
それでは、修正箇所について御説明いたします。
修正箇所は全部で4点でございます。
まず1点目でございますが、「遠距離等通学児童生徒に対する支援」でございます。評価シートは、10ページと11ページでございます。
修正箇所は11ページでございます。
上から2段目に「課題解決の取組」とございまして、その一つ目を「JR定期券前分（4月～9月）」については、本年6月にJRから、料金引換が原則のため、現物支給は出来ないとの回答があった。」という文章に修正させていただきました。従前の文章は、「JR定期券については、定期購入時期と呉市の公費支

出の時間差が発生することを前提に実施可能な方法についてJRの理解を得るべく平成28年度は協議を行った。現在、JRにおいて検討中である。」としておりましたが、臨時会でも御説明いたしましたとおり、本件について、JRからの正式な回答を今年度に受けましたので、この回答を踏まえた文章に修正させていただいたものでございます。

また、このことに伴いまして、今後の取組・方向性のうち、「JR定期代の支払い方法のうち、前期現物支給について今後とも協議していきます。」という文章を削除させていただいております。

なお、前回の臨時教育委員会の時に、今回のJRの回答を受けて、JRの方が難しいのであれば、教育委員会側で何とか対応する方法はないかという意見をいただいております。委員会の方で、改めて財政課と協議をいたしましたけれども、やはり会計年度の壁、ここで言う会計年度の壁とは、例えば来年度、定期券を現物支給しようとする時は、予算を平成30年度に立てる訳でございますけれども、29年度中にお金を支払わなければなりません。平成30年度の予算を平成29年度に支払うという会計年度の壁を超える方法が見当たらないということでございましたので、JR定期券前期分の現物支給につきましては見送らざるを得ない状況でございます。

続きまして、2点目「学校施設の耐震化」でございます。

評価シートは、14ページと15ページでございます。

修正箇所は15ページの上段の「課題」の欄の一つ目でございます。

従前の表現は、「国の財政状況が厳しく、事業採択が不透明」と表記しておりましたが、臨時会の折に「事務局の方から具体的に説明してもらえれば理解しやすいが、市民が分かりやすい表現に変えた方が良いのではないか。」という御意見をいただいております。これを受けまして、補助申請時の具体的事例を文章に入れさせていただいて、「年度当初、国に建替工事の補助申請を行っても事業が不採択となり、後の補正申請で事業が採択されるなど、国の財政状況が厳しいこと。」という表記に変更いたしております。

続いて3点目では、「中学校給食の実施」についてでございます。

評価シートは、16・17ページを御覧ください。

修正箇所は16ページの下段「達成事項（成果）」欄でございます。この中に、平成28年度の平均喫食率と表記しておりますけれども、臨時会の資料では、「43.3%」と表記しておりましたが、正しくは「43.0%」でしたので、訂正をさせていただきます。

最後の4点目は「図書館の適正な管理運営」でございます。

評価シートは、36・37ページでございます。

臨時会の時に、委員の方から、37ページにございます、「学識経験者の意見」欄の2つ目、「司書資格を所持する正規職員が少ないため、業務の継続性に不安を感じる。」につきまして、「嘱託職員も含めた有資格者数を明らかにしてほしい。」との意見をいただいております。

これを受けまして、36ページの平成28年度事業（取組）実績の1の職員数の表がございましたけれども、カッコ書きで司書資格の保有者数を加え、正規職員から嘱託職員に任用を切り替えても、有資格者を確保していることを明らかにすること

としたものでございます。

以上が臨時会を受けての修正箇所となります。

なお、その他の部分につきましては、臨時会からの報告書の修正はございません。委員からいただいた御意見も参考にしながら、今後とも引き続き取組の充実を図ってまいりたいと思います。

本報告書は、本日の定例会にお諮りし、承認をいただいた後に、9月の市議会に提出させていただきます。また、併せてホームページにも公開する予定としております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

教 育 長 　ただ今、事務局から日程第6の教議第29号「「教育委員会事務点検・評価報告書（平成28年度事務事業対象）」について」の説明がありました。これについて、御質問、御意見がございましたらよろしくお願ひいたします。

船 尾 委 員 　全般的に質問が出たところなど、分かりやすく書き換えていただいて、疑問点が非常に分かりやすくなったので非常に良いと思います。

教 育 長 　そのほかにもございませんか。
(なしの声)

教 育 長 　御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。
(異議なしの声)

教 育 長 　御異議なしということで、よって本件は原案のとおり決めます。
それでは、次に教科用図書採択の議題に入ります前に、トピックスについて各担当課から説明をお願いします。
(14:28)

教 育 長 　それでは、次は教科用図書採択の議題となりますが、ここで休憩を10分取りたいと思います。
(14:38)

教議第30号 平成30年度使用教科用図書の採択について（呉高等学校用）

(14:49)

教 育 長 　これより、教議第30号「平成30年度使用教科用図書の採択について（呉高等学校用）」を議題とします。

採択に入る前に、事務局から総括説明を求めます。

高 橋 課 長 　教議第30号「平成30年度使用教科用図書の採択について（呉高等学校用）」について御説明いたします。

まず、呉高等学校の教育課程等について簡単に御説明いたします。

呉高等学校は総合学科で、進学から就職まで様々な進路希望を持った生徒が入学してまいります。この多様な進路希望に対応できる教育課程を編成しております。

お配りしておりますパンフレット「呉市立呉高等学校 平成28年度 学校案内」をお開きください。見開きの左ページの中央の部分、平成29年度入学生教育課程表（予定）を御覧ください。1年次では、音楽、美術、書道の芸術選択科目以外は全員が共通の科目を履修し、2年次からは薄い青色に印刷されております

選択科目が入ってまいります。ページの下段には、並列して選択科目をお示ししております。

このように、幅広く用意された選択科目からそれぞれの進路希望に応じた科目を選択し、生徒の進路実現を図ることができるようにしている点に特徴がございます。

続いて、今年度の採択方針について、御説明いたします。

ホッチキスで閉じております教議第30号の資料を御覧ください。

表紙を開いていただき、最初の2枚は採択を審議していただく教科用図書を一覧にしたものでございます。その次のタグをつけているページから、ページ番号を振っております。

1, 2ページには「呉市教科用図書の採択に関する規程」、3ページには「平成30年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針」、4ページには「呉市立呉高等学校教科用図書採択手続要領」、5ページには「教科用図書採択の手順【呉高等学校】」をお示ししております。

資料の6ページを御覧ください。平成30年度に使用する高等学校用教科書の種類数・点数一覧でございます。

呉高等学校の教科書選定に当たりましては、このページに掲載されている第1部の教科書から選定を行っております。

続いて8ページを御覧ください。今年度の選定委員会等についてまとめたものでございます。選定委員会は、校長、教頭、2名の学校関係者評価委員、学校評議員の計5名で構成し、2にありましており選定委員会を2回開催いたしました。2回の会合に呉市教育委員会事務局の職員も参加しております。

それでは、表紙をめくった最初のページにお戻りください。先ほど説明しましたように、本日は、これらの教科書について一括し採択していただきたいと存じます。

総括説明は以上でございます。

教 育 長 それでは、今の総括説明を受けまして、呉高等学校で平成30年度に使用する教科用図書につきましては、一括して採択することにしたと思いますが、これに御異議はございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、呉高等学校で平成30年度に使用する教科用図書につきましては、一括して採択することに決定されました。

それでは、続いて事務局の説明を求めます。

高 橋 課 長 それでは、「平成30年度使用教科用図書選定理由書」を基に、学校が選定した教科書の特徴について、御説明いたします。

9ページをお開きください。はじめに、一番上の科目「国語総合」を例に、まとめ方について御説明いたします。使用学年欄には、大きく3種類の書き方をしております。数字は学年を表し、「1必」などのように数字の後に「必」とあるのは、学習指導要領で必修科目に設定されてあるものを表し、「2・3選」などのように数字の後に「選」とあるのは、選択科目であること、「2・3」などの数字だけのものは、学校の判断で全員が履修することとしているものをそれぞれ示しております。

一番右の欄，選定理由は二段落で構成し，①の段落では，他の発行者と比較しての特徴，②の段落には生徒の実態に適しているかという視点から記述をしております。

全部で，56科目ございます。この56科目の中で，昨年度も開講していた科目の中で，発行者を変更した科目は，17ページの一番下の段にございます「英語表現Ⅰ」の一つでございます。理由といたしましては，昨年度別の発行者の教科書で実施してみたところ，呉高等学校の生徒にとって発展的な内容の部分の理解がしにくい構成になっており，1年生の全員が履修するには，もう少し分かりやすい構成になっている教科用図書を選定した方が良いと判断したためでございます。

それでは，具体例として3つの科目について，選定した理由を御説明いたします。

11ページの一番上から2つ目の地理Bにつきましては，帝国書院の「新詳地理B」が選定されております。

現在呉高等学校では，文部科学省から教育課程に関する研究指定を受け，研究を進めております。その研究内容の重要な要素の一つに「防災」がございます。

他の発行者と比較して，「防災」に関する視点をはっきりしていること，また，構成についても日本の気象災害と，開発に伴う災害と防災が連続で記載されていたり，広島県の災害が事例として記述されていたりと生徒がより身近な問題として想起しやすくなっており，呉高等学校の研究内容や生徒にとって最も適していると判断いたしました。

次に13ページ中程の「物理基礎」につきましては，啓林館の「考える物理基礎」及び「考える物理基礎 マイノート」が選定されております。

他の発行者と比較して，「質量」と「重量」の違いなど質量の考え方が丁寧に扱われていることや「波動」と「円運動・単振動」との関係が理解しやすいように，グラフや図などで視覚的に分かりやすく記載された状況になっています。

生徒の実態の視点については，連動しております別の教科書「考える物理基礎 マイノート」があるため，基礎的な事項の確実な習得に役立ち，重要なポイントを整理しやすくなっております。

また，「物理基礎」は，幅広い学力の生徒が履修しますので，基礎的な内容から探究的な活動までを扱っている本教科書は，呉高等学校の生徒に適していると考えます。

最後に18ページの上から3番目の「社会と情報」につきましては，第一学習社の「高等学校 改訂版 社会と情報」が選定されております。

他の発行者と比較して，表記が簡潔で専門用語の解説等も分かりやすく表現されており，実習に関する内容も多く取り上げられています。

生徒の実態の視点につきましては，単元の導入や実習の説明などにイラストや漫画を取り入れ，情報の学習に対して興味・関心や知識に差のある呉高等学校の生徒に，分かりやすい工夫がなされています。

また，5章にございます「総合実習」には，企画から情報発信までのプロセスや方法が示されており，発展的な学習につなげたり，他教科等の学習を発信したりすることに活かすことも可能な内容になっております。

以上の3つの科目を例として御説明いたしましたが，それ以外の科目につつま

しても、同様の視点で調査・研究し、使用することが適切であると判断したものでございます。

それでは、しばらくお時間をいただきまして、教科書を御覧いただけたらと思います。

なお、これから回覧します3つの科目の教科書については、説明しました特徴に該当する部分に付箋を入れておりますので御覧いただけたらと思います。

(しばらく時間をとる)

教 育 長 ただいま事務局の方から御説明がございましたが、御質問がありましたらよろしくお願いたします。

香 川 委 員 選定委員会は2回実施されたことが先ほどの資料で分かりますけど、調査・研究委員会は何回実施されたのでしょうか。

高 橋 課 長 御質問にありました調査・研究委員会につきましては、教科によって異なりますけれども、多いところで11回、少ないところで3回、11教科で平均すると5.5回実施している状況でございます。

教 育 長 そのほかに御質問はございませんか。

水 野 委 員 この学校案内を見てもみますと、この選定理由書の一覧に載っていない科目があるのですが、これはどういうことなのでしょうか。

高 橋 課 長 学校案内にあるものが選定理由書に載っていないということですが、例えば、高等学校では、地域とか学校とか生徒の実態、また、学科の特色等に応じて、特色ある教育課程を編成するために学校設定科目を設けることができるようになっております。この学校設定科目は、各学校で名称や目標、内容、単位数等を定めることができるようになっております。先ほど説明した「防災」などがこれに当たるものでございまして、学校設定科目のようなものがあると考えていただければと思います。

教 育 長 そのほかに御質問はございませんか。

森 尾 委 員 特進クラスと普通クラスでは教科書が違うのでしょうか。

高 橋 課 長 御質問にありました特進クラスと普通クラスでは教科書や教材は同じものを使用しております。ただ、特進クラスでは、発展的な内容のものをより多く時間をかけて学習している状況でございます。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、呉高等学校で平成30年度に使用する教科用図書は、原案のとおり採択することに御異議はございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって、呉高等学校で平成30年度に使用する教科用図書は、原案通り採択することに決定されました。

説明員が交代いたします。

教議第31号 平成30年度使用教科用図書の採択について（小・中学校特別支援学級用）

教 育 長 これより、日程第8の教議第31号「平成30年度使用教科用図書の採択について（小・中学校特別支援学級用）」を議題とします。

採択に入る前に事務局から総括説明を求めます。

金本課長 それでは、教議第31号「平成30年度使用教科用図書（小・中学校特別支援学級用）の採択について」御説明いたします。

特別な教育課程を編成している特別支援学級では、児童生徒の実態に合わせ、適切な教科用図書を、毎年、採択することとなっております。

採択基準につきましては、お手元に資料を用意させていただいておりますが、資料1の1ページでございます。

1ページの下段になりますが、「2 方法、組織及び手続き」の（1）にありますように、「文部科学大臣の検定を経た教科用図書」、「文部科学省著作教科用図書」及び「学校教育法附則第9条の規定による教科用図書」以上3種類の中から採択できるようになっています。

まず、この3種類の教科用図書について御説明いたします。

1つ目は、文部科学大臣の検定を経た教科用図書でございます。

特別支援学級では、教科用図書として、まず当該学年の「検定済教科用図書」が適切かどうか、児童生徒の実態から審議をし、適切でない場合には、下学年の「検定済教科用図書」について審議いたします。

2つ目は、「文部科学省著作教科用図書」でございます。資料2を御覧ください。

これは、知的障害の特別支援学校用の教科用図書になりますが、「著作教科用図書」と呼んでおります。

この「著作教科用図書」につきましては、「国語」「算数・数学」「音楽」についてのみ発行されておまして、発行元は、「国語」「音楽」が東京書籍、「算数・数学」が教育出版社となっております。

お手元でございます、☆印のついたものを「☆（ほし）本」と呼んでおります。

資料2の1～3ページに、特別支援学校学習指導要領に記載されております「国語科」「算数科・数学科」「音楽科」の各目標と観点、4つの段階について示しており、☆の数は、その4つの段階に合わせた数を表しております。

各学校とも実際の「著作教科用図書」を参考にし、児童生徒の実態にあったものを選定しております。

先ほどの「検定済教科用図書」が適切でない場合に、この「著作教科用図書」を審議することとなります。

お手元に、黄色の付箋を付けた「著作教科用図書」2冊用意しておりますので、しばらく御覧ください。

3つ目につきましては、「学校教育法附則第9条の規定による教科用図書」でございます。これを「一般図書」と呼んでおります。

資料3を御覧ください。

もともとは、教科書として作成されたものではない図書がほとんどでございますが、児童生徒の実態によりましては、教科書の役割を果たすものとして認められた教科用図書でございます。

資料3の4ページから9ページにわたりまして、平成30年度に使用できる「一般図書」の一覧を載せております。

[REDACTED]

以上のように、特別支援学級に在籍する児童生徒が使用する教科用図書につきましては、「検定済教科用図書」「著作教科用図書」「一般図書」の中から、児童生徒の実態に応じて、適切に選定されております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

(しばらく時間をとる)

教 育 長 ただいま御説明がございましたけれども、この件につきまして、御質問がありましたらお願いいたします。

水 野 委 員 資料5の2ページ「選定理由書」には、「道徳」についても選定されているのですが、来年度から小学校で始まる「道徳」の教科用図書について、特別支援学級では、どのように選定していかれたのでしょうか。

金 本 課 長 「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択についての御質問でございますが、他の教科と同様に、各学校において、一人一人の児童の実態に合わせたものを選定しております。

その際、まずは当該学年の「検定済教科用図書」が適切かどうかを審議し、適切でない場合には、下学年の「検定済教科用図書」、さらには「学校教育法附則第9条の規定による教科用図書」、いわゆる「一般図書」について審議し、最も適切な教科用図書を選定することとなります。

教 育 長 そのほか御質問はございませんでしょうか。

船 尾 委 員 先ほどされた質問と同じく、資料5の2ページにある「選定理由書」の内容について伺います。

「選定理由書」の「道徳」の欄の上に「生活」がありますけど、この子供さんの場合は、「検定済教科用図書」の欄に斜線が引いてあります。「一般図書」からのみ選定できるものと考えられますが、この点についてもう少し詳しく教えていただきたい。

金 本 課 長 資料5の2ページに示しております児童についてでございます。この児童につきましては、「知的障害者を教育する特別支援学校の教育課程」を参考としてお

りまして、「生活科」につきましては、「特別支援学校学習指導要領」に示す「小学部」の「生活科」を学習することとしております。

特別支援学校の「生活科」におきましては、「検定済教科用図書」や「著作教科用図書」がないことから、「一般図書」の中から、児童の実態に合わせて最も適切な教科用図書を選定することとなります。

教 育 長 そのほかに御意見はございませんか。

香 川 委 員 員 呉市内の小中学校の特別支援学級というのは、学級数も児童数も年々増加しているのですが、多くの子供たちが通っており、一人一人の実態に応じた教育活動が日々行われていると聞いております。

教科用図書の採択について説明を聞いたり、教科用図書を拝見させてもらった中で、改めて、各学校の先生方が、子供たち一人一人の教科用図書について、丁寧に審議し、選定しておられることがよく分かりました。

今後も引き続き、呉市の特別支援学級に通う子供たちのために、教育委員会と各学校との連携の下に、丁寧な対応をよろしくお願いしたいと思います。

それからもう1つ、資料5の[]小学校の例がこうやって出ているのですが、こういうのは各学校の子供たち全て一人ずつに作られているのでしょうか。

金 本 課 長 仰せのとおり一人一人について作成しております。

香 川 委 員 員 はい、ありがとうございます。

教 育 長 そのほかに御発言はございませんでしょうか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、呉市立小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書は、原案のとおり採択することに御異議はございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、平成30年度に呉市立小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書は、原案どおり採択することに決定されました。

説明員が交代いたします。

教議第32号 平成30年度使用教科用図書の採択について（小学校用「特別の教科 道徳」）

教 育 長 教議第32号「平成30年度使用教科用図書の採択について（小学校用「特別の教科 道徳」）」を議題とします。

事務局から総括説明をお願いします。

高 橋 課 長 教議第32号「平成30年度使用教科用図書の採択について（小学校用「特別の教科 道徳」）」の採択について御説明いたします。

お手元にございますA4縦の資料を1枚めくっていただいて、資料の1ページ「教科用図書採択スケジュール」を御覧ください。

小・中学校の教科用図書の採択は、通常4年ごとに実施しております。小学校につきましては、平成26年度に、中学校につきましては、平成27年度にそれぞれ採択事務を行いました。

本年度の採択事務は、平成27年3月に学習指導要領の一部改正が告示され、来年度、小学校で「特別の教科 道徳」が実施されることに伴い行うものでござい

ます。

これまでの「道徳の時間」がこの度「特別の教科 道徳」として実施されることに至った経緯について、資料にはございませんが、もう少し詳しく御説明させていただきます。

道徳教育は、人が一生を通じて追求すべき人格形成の根幹に関わるものであり、道徳教育を通じて育成される道徳性は、「豊かな心」はもちろん、「確かな学力」や「健やかな体」の基盤として、「生きる力」を育むために極めて重要なものと捉えております。

学習指導要領解説によると、これまで、学校における道徳教育は、道徳の時間を要にして学校の教育活動全体を通じて行うものとされ、確固たる成果を挙げている学校がある一方で、道徳の時間が各教科等に比べて軽んじられていること、登場人物の心情理解のみに偏った形式的な指導が行われる例があることなど、多くの課題が指摘されてきました。

そこで、平成26年に中央教育審議会が、「道徳の時間を『特別の教科 道徳』として位置づけること」など、学習指導要領の改善の方向性を示しました。この答申を踏まえ、平成27年3月に学習指導要領の一部改正が告示され、小学校は平成30年度、中学校は平成31年度から「特別の教科 道徳」いわゆる「道徳科」が実施されることとなりました。今回の改正では、「いじめ問題への対応の充実」や「発達段階をより一層踏まえた内容の改善」、「問題解決的な学習を取り入れるなどの指導方法の工夫」を図ることが示され、発達の段階に応じ、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題と捉えて向き合う「考え、議論する道徳」へと転換を図っています。また、道徳科実施の具体的なポイントとして、「検定教科書の導入」が挙げられ、これまで採択手続きを行ってきており、本日採択について審議していただくところでございます。

採択の手続につきましては、先ほど呉高等学校の資料にございました「呉市教科用図書の採択に関する規程」、資料2ページにございます「平成30年度使用教科用図書（小学校「特別の教科 道徳」）の採択手続について」、そして、資料3・4ページ「平成30年度に呉市立小・中学校で使用される教科用図書の採択に係る基本方針について」、資料5・6ページ「平成30年度使用教科用図書（小学校「特別の教科 道徳」）採択のための調査・研究要項」を基に、調査・研究委員会、選定委員会をそれぞれ3回ずつ実施してきたところでございます。

調査・研究委員会、選定委員会では、教科書目録に登載されている全ての見本本について、調査・研究、審議を行いました。その際、本日別冊でお配りしております広島県教育委員会の「選定資料」も参考にしておりますことを申し添えます。

そして、お手元にごございます別冊資料「平成29年度呉市教科用図書選定委員会 総合所見」が、8月21日に選定委員長から教育長へ報告された総合所見でございます。

本日は、選定委員会委員、道徳部会代表の阿賀小学校山下校長が、総合所見の内容について御説明させていただきます。

以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

教 育 長 ただ今の総括説明がございました。その後、選定委員の方から説明をしていた

だきますけれども、総括説明に限って、御質疑・御意見等がございましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしと認めます。

続いて、選定委員、道徳部会代表の山下校長に説明をお願いいたします。

山 下 校 長 「特別の教科 道徳」の総合所見について説明いたします。

この総合所見は、調査・研究委員会から提出されました調査研究報告書を基に、第2回選定委員会、第3回選定委員会において、審議し作成したものです。

総合所見の1ページを御覧ください。1ページは、第1回の選定委員会で決定し、調査・研究委員会に示した教科用図書の調査・研究の観点、視点及び方法です。教科用図書を調査・研究するための観点として、「基礎・基本の定着」、「主体的に学習に取り組む工夫」、「内容の構成・配列・分量」、「内容の表現・表記」、「言語活動の充実」の5つを設定しました。この5つの観点は、「平成30年度に呉市立小・中学校で使用される教科用図書の採択に係る基本方針」に示されたものであり、広島県教育委員会が示した調査研究の観点とも同一のものであります。

また、より具体をもって調査・研究を行うために、各観点において「視点」を設定し、①～⑫の番号を記しております。また、それぞれの「視点」ごとに、「方法」を設けました。

続いて2ページを御覧ください。

小学校用「特別の教科 道徳」につきましては、8つの発行者から教科用図書が発行されています。総合所見について、一番上の東京書籍を例に説明させていただきます。

「総合的な所見」にある「1」は観点1を、「①、②、③」は視点を示しています。調査・研究委員会から報告された「調査・研究報告書」を基に、視点ごとに特徴をまとめ、さらに、観点ごとに「特に優れている」と考えられるものには【◎】、「優れている」と思うものには【○】を付けています。以下同様に、8つの発行者について、特徴を記述し、優れていると考えられるものに印を付けています。

次に、A3版の資料を御覧ください。これは、先ほどの総合所見に記載していることを、観点・視点ごとに各発行者を比較して見られるようにしたものです。

御覧のように5つの観点から分析しておりますが、本日は、特徴がよく分かる【観点2、観点3、観点5】について説明いたします。

なお、総合所見にも、発行者名を文部科学省から発行されている教科書目録の表記に併せて、略称で表記しております。本日も、発行者については略称で説明させていただきますことを御了承ください。

また、説明の中で視点ごとの特徴の違いについても触れますので、必要であれば、お手持ちの資料に書き込んでいただければと思います。

A3版の縦の観点別の資料を御覧ください。2枚目にございます13ページ【観点2】主体的に学習に取り組む工夫についてです。

視点④「問題解決的な学習を取り入れた工夫」につきましては、児童が自ら進んで考えてみようという気持ちになるような工夫があり、学習の見通しが持てる

ものが良いとの考えから、東書、日文、学研を「優れている」としました。例として日文科教科書第5学年、70、71ページを御覧ください。ここにありますように、どうやって自分の考えを持ち、何について話し合っていけば良いかという学習の見通しが具体的に持てるような構成になっています。

続きまして、東書の教科書第5学年、25ページを御覧ください。東書は、このように、問題解決的な学習には、紙飛行機マークのとびらのページを設け、“「きまり」や「約束」生活をきゅうくつにするものなのか？”というような問いを載せています。続いて、29ページを御覧ください。さらに考えるステップというものを設けて、何をどのように考えていくのか見通しが持てる流れを示しているところがございます。

続いて視点⑤でございます。視点⑤の「体験的な学習を取り入れた工夫」につきましては、役割演技や動作化を取り入れるなど、体験的な学習を効果的に位置づけることで、児童の道徳的価値の理解は一層進むとの考えから、教出、光村、日文科を「優れている」といたしました。

続いて視点⑥でございます。視点⑥の「自己の生き方につなげるための工夫」につきましては、実生活に生かすための具体的な働きかけがあると、自己の生き方につなげて考えやすいとの判断から、東書、学図、光村、日文科、光文、学研を「優れている」としました。例として、日文科の第6学年の教科書96、97ページを御覧ください。「食について考える」といった実生活と結びついた内容が取り上げられています。続きまして、学研の教科書第5学年、54ページを御覧ください。ここには体操の内村航平選手が載っておりますが、このように、子供たちにとって、その人の生き方に共感しやすい、また現役で活躍するスポーツ選手を扱ったものが取り上げられております。

以上のことから、【観点2】につきましては、日文科を「特に優れている」、東書、光村、学研を「優れている」といたしました。

次に、資料3ページ【観点3】内容の構成・配列・分量を御覧ください。

視点⑦の「分量や内容項目の数」につきましては、発行者によって版の大きさや別冊の有無に違いがあります。この点につきましては、選定委員会でも各社の特徴や良さについて十分協議いたしました。その結果、児童にとって版の大きさが扱いやすいことと、呉市の実態から考えると、発問に対して書き込む欄等が示されている別冊がない方が学習展開や年間指導計画を柔軟に設定しやすいのではないかとの考えから、東書、教出、光文を「優れている」といたしました。

続いて視点⑧「現代的な課題等を踏まえた内容の示し方」につきましては、現代的な課題の中から「いじめ」と「情報モラル」について、扱い方にどのような特徴があるかを調査研究しております。8社とも、「いじめ」につきましては、全学年で扱っておりますが、「情報モラル」については、全学年で扱っているものと3学年以上で扱っているものの違いがありました。このことにつきまして、発達段階に応じた系統的な指導ができることから、「いじめ」「情報モラル」とも全学年で扱っているものの方が良いとの考えに立っております。では、2つの課題とも全学年で扱いがあるものを例に挙げて、具体的に説明いたします。

まず、東書です。東書の教科書第1学年の目次を開いてください。東書は、ここにありますように、全学年で「いじめのない世界へ」というユニットを設定し

ており、重点的な扱いができるようになっていきます。また、「情報モラル」についても、第1学年の106ページ、ここでは「いたづらがき」というテーマを扱っております。これが第2学年になりますと、「ゲームやテレビの話は本当のこと」といったことや「命が大切な理由を考えよう」というようなことを扱ったりしており、発達段階に応じた指導がしやすくなると考えております。

続いて、学図です。学図の教科書第1学年の目次を開いてください。1ページ「読み物コラム」という枠がありますが、「情報モラル」に関しては、全学年とも、読みものコラム「言葉・情報モラル」という3、4ページを設定しています。具体的には65ページを御覧ください。このように、言葉遣いや話し方を扱っていて、子供たちの発達段階に応じた指導がしやすくなっています。

今説明させていただきました東書や学図のように、携帯電話等やパソコンを扱う機会が少ないと思われる低学年からでも、発達段階に応じた「情報モラル」指導をしていくことは大変重要であると考えます。先ほど見ていただいたように、低学年において、相手が嫌な気持ちになるような言葉を落書きしたり、言ったりすることを扱った教材は、子供たちにとって大変身近であり、かつ考えやすい教材です。低学年からしっかりと考え、それ積み上げていくことで、「情報モラル」を高めることにつながると考えています。

続いて、光文です。光文の教科書第4学年の目次を開いてください。光文は、左のページ下5行目にいじめに関するものとして、ちびまる子ちゃんのコラムを設けて系統的に設定しています。ここに絵文字があろうかと思えます。具体的には、158ページを御覧ください。このように「ちびまる子ちゃんと考えよう」（みんななかよし 楽しい学校）というコラムが全学年にあります。これが、光文の特徴でございます。

続いて、学研です。学研の教科書第3学年、第4学年の目次を御覧ください。

「いじめ」の扱い方として、第3学年と第4学年に「いじめ」に関する教材のユニットが組んであります。

第3学年で言いますと、2ページの真ん中「友だちと仲よく」というところで、3つの教材を組んでおります。第4学年になりますと、「みんなと仲よく」という形で3つの教材を組んでおります。このように、学研はいじめに関しまして、中学年で重点的な扱いができるようになっていきます。

これらのことから、東書、学図、光文、学研を「優れている」としました。

以上のことから、【観点3】におきましては、東書、光文を「特に優れている」、学図、教出、学研を「優れている」といたしました。

さらに2ページ開いていただきまして、【観点5】言語活動の充実を御覧ください。

視点⑩の「自分の考えを伝え合う活動の工夫」につきましては、「考え・議論する」道徳の時間にしていくために、それぞれの教材に話し合いを促す発問や活動が示されてあると効果的に話し合いを進めることができるとの考えから、学図、教出、日文、光文、学研を「優れている」といたしました。

視点⑪の「自分の考えをまとめたり、振り返ったりする活動の工夫」につきましては、振り返りの回数や時期など工夫は各社様々でございますが、選定委員会で協議を重ねた結果、学期に1回程度の振り返りがあれば、児童自身がその成長

に気付きやすいのではないかとの考えから、東書、日文、光文を「優れている」といたしました。その具体を挙げて説明させていただきます。

まず、東書です。東書の第1学年教科書110ページを御覧ください。このように、東書の第1学年は、教材名を1ページに示し、学習後に色塗りをする振り返りと、下にあります2学期からは、学期ごとに心に残ったことなどを記述する振り返りができるようになっています。

第2学年以上からでございますが、自らの学びや成長に気付くことができるように、振り返りとして考えたことや学んだこと等を学期ごとに記入できるようになっております。第6学年の教科書183ページを御覧ください。次のページから2学期、3学期という風になっております。

次に、日文です。日文は、別冊がございます。第6学年のノート2ページ、3ページを御覧ください。ページの最後になりますけれども、別冊ノートに毎時間の学習について○を付けて自己評価する欄がございます。それから、巻末41ページを御覧ください。このように、どの学年にも、「道徳の学習で学んだことを書きましょう。」が設けてあり、心に残った話とその理由や保護者からの一言を記入できるようになっております。

続いて光文です。光文の第1学年教科書の巻末を御覧ください。折り込みが入っており、「まなびの あしあと」を折り込みページに設けてあります。第1・2学年は、毎時間の授業後の気持ちを顔マークで表すようになっております。また、学期ごとのまとめが書けるようになっております。

これが、第3学年以上になると変化しますので、第5学年教科書の巻末の「学びの足あと」を御覧ください。

第3学年以上は授業後の気持ちを心の矢印で表し、一言を記入する欄と、それに加えた学期ごとの振り返りを記入する3か所の「まとめ」の欄があり、自分の学びや成長に気付くことができる工夫が見られます。

以上のことから、【観点5】におきましては、日文、光文を「特に優れている」、東書、学図、教出、学研を「優れている」としました。

なお、【観点1】【観点4】につきましても、他の観点と同様に、「特に優れている」ものは◎、「優れている」ものは○で示しています。

【観点1】から【観点5】までの評価を総合的に判断しまして、東書を特に優れている、日文、光文を優れているといたしました。

総合所見についての説明は以上でございます。

教 育 長 少し時間を取りますので、教科用図書の見本本を御覧ください。

(しばらく時間をとる)

教 育 長 先ほど選定委員会の方から説明がございましたけれども、御質問がありましたらよろしくお願いたします。

森 尾 委 員 視点②の主題名の示し方につきまして、やはり教科書でありますと、視覚的にどのような違いがあるのか、ということは大変重要なことだと思います。具体的には、どのような違いがあるのでしょうか。

山 下 校 長 発行者によって、教材ごとに主題名を示しているもの、同じ内容項目でまとめて主題名を示しているもの、目次にあっても本文を開いた所には主題名を示していないものなど違いがありました。

例えば、学図の第1学年の教科書10ページを開いていただけますでしょうか。教材名は「みなちゃんの筆箱」でございますが、主題名は「ものをたいせつに」といったことが示されております。次のページを開いていただくと、「『ありがとう』のきもち」というように主題名が示してあります。さらにその次のページには、「みんなのためにはたらく」と記されております。子供たちにとって、このような示し方があると、「ものを大切にすることはどういうことなのだろう。自分は、こんなふうにしてもものを大切にしていこう。」というような「今日は、何を学ぶのか」ということを理解しやすいという点で、適していると考えます。同様の示し方をしているものに、日文、光文があります。

森尾委員 今の説明でよく分かりました。教材名の隣に主題名があると分かりやすいと思います。

教育長 よろしいですか。その他いかがでございましょうか。

水野委員 視点③「ねらいに迫るための発問の示し方」について、私も選定委員会を傍聴させていただきましたので、この点についてもしっかり議論されたことは分かるのですが、ねらいに迫るための発問の示し方というと、どういう点が決め手となるのでしょうか。

山下校長 この度、道徳も教科化を迎え、他の教科と同様に、子供たちが自ら考えたい、進んで友達と議論してみたいと思うような授業づくりが求められています。このような主体的な授業づくりを工夫し、ねらいに迫るために、教科書のどこにどのような発問がどのくらいあると適当であるか、ということを中心として調査研究を進めてまいりました。

その点において、発問の数が多すぎたり、別冊等への書き込みを促すような記載が多すぎたりしますと、主体的な学びにつながりにくいと考え、教材名の下や教材の終わりといった決まった場所に2個程度の発問があると使いやすいと考えての所見としております。

水野委員 発問も必要だけれど、多すぎると難しくなってしまうこともあるということですね。

教育長 よろしいですか。

水野委員 はい。よく分かりました。ありがとうございます。

教育長 その他いかがでしょうか。

香川委員 視点⑤の「体験的な学習を取り入れた工夫」というと、主にはどのようなものが掲載されているのでしょうか。

山下校長 学習指導要領の「特別の教科 道徳」において、実際に挨拶や丁寧な言葉遣いをしてみるなど道徳的行為に関する体験的な学習を取り入れることが大切にされています。ですから、登場人物の置かれている状況を把握したり、気持ちを考えたりするための役割演技や動作化を取り入れることを、体験的な学習において重視しております。

教科書でいいますと、教出の第5学年教科書8、9ページを御覧ください。このように、朝の挨拶をやってみて、その時の気持ちを話し合うという場面がございます。続きまして、34ページを御覧ください。ここでは、登場人物になって話し合ったりするようなものが示されております。次に、日文の第6学年教科書48ページを御覧ください。このように、「車いすの人が困っている時、あなたなら

どうしますか」と、この場面を体験させて考えさせるというものもあります。

香川委員 ロールプレイングみたいな役割演技をしたり、また動作化したりするのは大切なことがよく分かりました。私たちが子供の頃は主体的な学びができていなかったなと思いました。この教科書を見てすごく主体的な学びが取り入れられていて、私たちは先生が言われるままに、自分の意見をあんまり言ったりしていなかったような気がします。

教育長 他に御意見等ございませんか。

船尾委員 意見ですが、視点⑥にあります「自己の生き方につなげるための工夫」について、教科書を見たのですが、子供たちの共感を呼びそうな、オリンピックで活躍するスポーツ選手や先人の生き方に触れお話、また、「食」や「命」について考えることができる題材を扱っている教科書がたくさんあって、大変工夫されていると思いました。

教育長 その他ございませんでしょうか。

水野委員 視点⑦について、別冊がある場合とない場合の違いを、もう少し詳しく説明していただけますか。

山下校長 別冊には、発問やそれに対する考えを書く欄等がありますので、別冊があると、子供はもちろん、指導者もどうしても全て使わなくてはならないという思いに縛られてしまう面があります。また、別冊には詳しく発問が示してあるものもあるため、指導者の工夫がしにくくなる面もございます。

こういった意味では、別冊がない方が、呉市の先生方は、これまで研究開発してきた教具やワークシートを生かしたり、「呉の道徳自作資料集」等を活用したりしやすいと考えております。

水野委員 このことは選定委員会でもよく議論されていたようですね。呉の子供たちや先生方にとって使いやすい教科書を選ぶべきだと思うので、大切なことではないかと思えます。

教育長 その他いかがですか。

森尾委員 視点⑧について、「いじめ」に関する教材は、ユニットがあつたり全学年を通して系統的に考えられているコラムがあつたりするなど、どのものも大変重要視し全学年で扱っていることが分かりました。先ほど説明があつたように、「情報モラル」につきましても、発達段階に合わせて第1学年から指導していくことが大切なのだなと思いました。そういう意味では、東書や学図、光文、学研が良いということですね。

教育長 他に御意見等ございませんか。

香川委員 視点⑩ではイラスト・写真・図表等、キャラクターやマークの扱い方とありますが、例えばキャラクターの扱い方には、何か違いがあるのでしょうか。

山下校長 キャラクターにつきましては、学図、教出、学研、あかつきはキャラクターを設定しておりません。

設定している例として、東書は「こころん」というキャラクターを全学年統一して設定しております。そして、そのキャラクターとともに発問を提示することで、児童に考えさせたいことを明確に捉えさせることができる効果があると考えています。

第6学年の目次を御覧ください。左下にいるのが「こころん」です。このよう

に「いっしょに学習を進めよう。」と呼びかけております。

さらに本文の中では、23ページを御覧ください。このようにどの教材にも「ころん」が、子供たちに考えさせたいことなどを言葉で投げかけるようになっていきます。

教 育 長 よろしいですか。

香 川 委 員 分かりました。このような提示の仕方だと子供たちは、分かりやすいのではないかと思います。やる気が出ることもあるのでしょうか。

教 育 長 その他、御意見等ございませんか。

船 尾 委 員 視点⑩の話合い活動については、教科書には具体的にはどのように示してあるのですか。

山 下 校 長 道徳の教科化に向けましては、「考え、議論する道徳」への転換が求められています。道徳的な問題を自分のこととして捉え、議論することを通して考えを深めたり広げたりすることをねらいとしています。そのためには、どこで、どんなことを話し合うのかということを確認に示してある教科書の方が、活用しやすいと考えております。

例えば、教出の第6学年31ページを御覧ください。「学習の手引き」がございしますが、そこに発問を掲載しており、その中に「手品師はどうして男の子のところへいったのでしょうか。話し合ってみましょう。」といった、話合いを促す発問が設定してあります。

また、日文の第6学年18ページを御覧ください。「自由と責任について考えてみよう。」でございしますが、そこでは学習の流れとともに、話合いの場を具体的に示しています。

船 尾 委 員 今の説明ですと、かなり具体的に示してあるのがよく分かりました。

教 育 長 質問はその他いかがですか。

森 尾 委 員 視点⑫の振り返りにつきまして、学期に1回程度ということが挙げられていますが、学習の振り返りは毎時間するものではないのでしょうか。

山 下 校 長 もちろん、これまでどおり毎時間の振り返りも大切でございます。さらに、子供たち自身が自らの成長に気付くためには、一定期間が必要であると考えます。そのため、学期ごとでの振り返り、その時の自分の思いを書いて記録を残し、前回と今回の記述を比較することが効果的であると考えています。

そういう意味で、教科書としては、東書、日文、光文で工夫されているような振り返りの掲載が適当であると説明させていただきました。

森 尾 委 員 よく分かりました。これまでの説明をお聞きして、最初に挙げてもらったように、私は、東書か日文か光文が良いように思いますが、他の皆さんはいかがでしょう。

教 育 長 今、森尾委員より、意見が出ておりますが、他の皆さんはいかがでしょう。

水 野 委 員 私も、良いと思います。中でも東書は、全ての観点で、優れていると判断できるのではないのでしょうか。

香 川 委 員 はい、私も総合的に見て、東書が良いと思います。

船 尾 委 員 私も皆さんと同じように、東書が良いと思います。

教 育 長 その他、御意見はございませんでしょうか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、お諮りします。
これまでの協議を踏まえすと、「特別の教科 道徳」については「東京書籍」の教科用図書を採択することに、御異議はございませんでしょうか。
(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、小学校「特別の教科 道徳」については「東京書籍」の教科用図書を採択することに決定されました。
以上で定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

(1 6 : 3 2)

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

(教育長 中 村 弘 市)

(委 員 水 野 良 行)

(委 員 船 尾 慎)

(平成29年8月22日定例会)